

株 主 各 位

静岡県袋井市浅羽3711番地
天龍製鋸株式会社
取締役社長 西 藤 晋 吉

第163期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第163期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席
くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記参考書類をご検討く
ださいまして同封の委任状用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださ
いますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | | |
|------|---|-------------------------------------|-------|
| 1. 日 | 時 | 平成28年 6月28日（火曜日） | 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 静岡県磐田市岩井2280番地
磐田グランドホテル 2階 平安の間 | |

3. 目 的 事 項
報 告 事 項

1. 第163期（平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 第163期（平成27年 4月 1日から平成28年 3月31日まで）
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- | | |
|---------|--|
| 第 1 号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号議案 | 監査役 3 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予
約権無償割当ての件 |

議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」
（33頁から46頁）に記載のとおりであります。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を委任状用紙から切り離さず  
に会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集通知に記載しております添付書類に修正が生じた場合には、  
インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tenryu-saw.com>)に  
掲載させていただきます。

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では鉱工業部門に力強さを欠いているものの、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな成長が続きました。欧州でも個人消費を中心として堅調に推移しました。一方、中国や新興国では全体として低迷した情勢が続いております。

わが国経済は、雇用や所得環境・企業収益などに緩やかな改善が見られたものの、鉱工業部門など一部に新興国経済の減速の影響による陰りが見られました。

当社グループにおいては、国内市場はほぼ横這いで推移したものの、海外市場での販売体制の強化や円安効果などにより、当連結会計年度における売上高は10,375百万円（前年同期比3.5%増）となりました。利益面では、原価率の上昇や為替の影響などにより、営業利益1,113百万円（前年同期比16.2%減）、経常利益1,196百万円（前年同期比27.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は774百万円（前年同期比23.0%減）となりました。

### (2) 対処すべき課題

日本経済は雇用・所得環境の改善などによる緩やかな回復が続くと期待されるものの、個人消費に盛り上がり欠けるなど不透明な状況が続くものと考えられます。海外においても、米国では民需を中心に持ち直しつつありますが、欧州・中国などの経済情勢は不透明で、予断を許さない状況となっております。

こうした状況下、当社グループでは海外販売の強化、顧客ニーズへの機動的な対応、高付加価値製品の開発、国内外生産体制の強化などを経営課題とし、全社一丸となって取り組んでまいります。

### (3) 設備投資及び資金調達の状況

当期の設備投資の総額は、1,141百万円であり、その主な内容は、本社・天龍中国・天龍タイの生産設備等及びBCPの一環として取得した福岡県大牟田市の新工場用土地・建物です。なお、設備投資の資金調達は、全額自己資金をもって充当しております。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分 \ 期別                 | 第160期<br>(平成25年3月期) | 第161期<br>(平成26年3月期) | 第162期<br>(平成27年3月期) | 第163期<br>(平成28年3月期) |
|-------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高(千円)               | 8,006,768           | 8,951,946           | 10,026,228          | 10,375,382          |
| 営 業 利 益(千円)             | 987,765             | 917,514             | 1,329,288           | 1,113,916           |
| 経 常 利 益(千円)             | 1,219,843           | 1,153,830           | 1,656,455           | 1,196,283           |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 704,629             | 740,849             | 1,005,463           | 774,046             |
| 1株当たり<br>当期純利益(円)       | 147.87              | 155.47              | 213.12              | 166.29              |
| 総 資 産(千円)               | 22,965,581          | 25,657,382          | 26,954,702          | 26,194,190          |
| 純 資 産(千円)               | 20,768,698          | 22,705,185          | 23,845,369          | 23,660,875          |
| 1株当たり<br>純 資 産(円)       | 4,358.39            | 4,764.82            | 5,122.82            | 5,083.30            |

(注) 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

##### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分 \ 期別           | 第160期<br>(平成25年3月期) | 第161期<br>(平成26年3月期) | 第162期<br>(平成27年3月期) | 第163期<br>(平成28年3月期) |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売 上 高(千円)         | 7,419,965           | 8,067,301           | 8,641,009           | 8,675,602           |
| 営 業 利 益(千円)       | 690,448             | 810,354             | 1,062,108           | 821,135             |
| 経 常 利 益(千円)       | 1,153,157           | 1,407,137           | 1,612,714           | 1,148,246           |
| 当期純利益(千円)         | 732,434             | 1,085,994           | 1,083,539           | 886,901             |
| 1株当たり<br>当期純利益(円) | 153.70              | 227.90              | 229.67              | 190.54              |
| 総 資 産(千円)         | 21,384,008          | 23,342,268          | 23,810,109          | 23,563,603          |
| 純 資 産(千円)         | 19,225,164          | 20,573,499          | 21,149,584          | 21,478,667          |
| 1株当たり<br>純 資 産(円) | 4,034.47            | 4,317.47            | 4,543.67            | 4,614.47            |

(5) 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資本金         | 出資比率 | 主な事業内容                     |
|------------------------------|-------------|------|----------------------------|
| 天龍製鋸(中国)有限公司                 | 10億円        | 100% | チップソー、ダイヤモンドソー<br>基板等の製造販売 |
| TENRYU AMERICA, INC.         | 4,500千US\$  | 100% | チップソー等の販売                  |
| TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD. | 363,000千THB | 100% | チップソー等の製造加工・<br>販売         |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

- ① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
- ② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売
- ③ 不動産の賃貸

(7) 主要な営業所及び工場 (平成28年3月31日現在)

① 当社

本 社 工 場：静岡県袋井市  
東 京 支 店：千葉県習志野市  
大 阪 支 店：大阪府東大阪市  
秋 田 支 店：秋田県秋田市  
北陸営業所：富山県富山市

② 子会社

天龍製鋸(中国)有限公司：中華人民共和国河北省廊坊市  
TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市  
TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD.：タイ王国ラヨーン県プワックデー市  
TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州アーレン市

(8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団

| 事業部門等 | 従業員数(名) | 前連結会計年度末比増減(名) |
|-------|---------|----------------|
| 生 産   | 893     | △33            |
| 販 売   | 77      | 1              |
| 管 理   | 45      | 7              |
| 合 計   | 1,015   | △25            |

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

② 当社

| 従業員数(名) | 前期末比増減(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) |
|---------|-----------|---------|-----------|
| 185     | 2         | 44.0    | 19.4      |

(注) 上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 22,295,268株
- ② 発行済株式の総数 4,654,633株（自己株式919,184株を除く）
- ③ 株主数 969名
- ④ 上位10名の株主の状況

| 株 主 名                       | 持株数(千株) | 持株比率(%) |
|-----------------------------|---------|---------|
| 天 龍 製 鋸 社 員 持 株 会           | 366     | 7.87    |
| 株 式 会 社 静 岡 銀 行             | 227     | 4.89    |
| 鈴 木 寛 善                     | 132     | 2.84    |
| 長 谷 川 任 璋                   | 132     | 2.84    |
| 遠 州 鉄 道 株 式 会 社             | 119     | 2.56    |
| 高 村 博 昭                     | 94      | 2.02    |
| エ イ ア イ ユ ー 損 害 保 険 株 式 会 社 | 90      | 1.94    |
| 川 島 昭 治                     | 88      | 1.89    |
| 鈴 木 良 策                     | 87      | 1.87    |
| 株 式 会 社 遠 鉄 ト ラ ベ ル         | 80      | 1.72    |

（注） 1. 当社は、自己株式919,184株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役（平成28年3月31日現在）

| 氏 名     | 地 位     | 担 当       | 重 要 な 兼 職 の 状 況                    |
|---------|---------|-----------|------------------------------------|
| 西 藤 晋 吉 | 代表取締役社長 |           | 天龍製鋸（中国）有限公司董事長<br>龍蓮工具（廊坊）有限公司董事長 |
| 長谷川清一   | 代表取締役専務 | 生産・開発技術担当 | TENRYU EUROPE GMBH 代表              |
| 鈴木良典    | 取 締 役   | 営業一部長     | TENRYU AMERICA, INC. プレジデント        |
| 三 浦 朗   | 取 締 役   | 国際営業部長    | TENRYU EUROPE GMBH 代表              |
| 大 石 高 彰 | 取 締 役   | 営業二部長     |                                    |
| 江 原 一 也 | 取 締 役   | 海外統括室長    |                                    |
| 鈴木達志    | 取 締 役   | 管理部長      |                                    |
| 杉山明喜雄   | 取 締 役   |           | 杉山明喜雄公認会計士事務所所長<br>杉山明喜雄税理士事務所所長   |
| 大 林 和 廣 | 常勤監査役   |           |                                    |
| 丹羽俊文    | 監 査 役   |           | 丹羽俊文税理士事務所所長                       |
| 磯部勝弘    | 監 査 役   |           | 公認会計士磯部勝弘事務所所長<br>税理士磯部勝弘事務所所長     |

- (注) 1. 取締役杉山明喜雄氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役丹羽俊文、監査役磯部勝弘の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役丹羽俊文氏は税理士の資格を、監査役磯部勝弘氏は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、両氏とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 社外監査役丹羽俊文氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。
5. 当期中の異動
- (1) 平成27年4月1日付  
担当の異動
- ・三浦朗氏が取締役国際部長から取締役国際営業部長に異動いたしました。
  - ・江原一也氏が取締役総務部長から取締役海外統括室長に異動いたしました。
- (2) 平成27年6月26日付  
役員の異動
- ・草地義和氏が任期満了により常務取締役を退任いたしました。
- (3) 平成27年7月1日付  
担当の異動
- ・鈴木達志氏が取締役アジア担当から取締役管理部長に異動いたしました。

② 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役杉山明喜雄氏、社外監査役丹羽俊文氏及び磯部勝弘氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

ロ. 主な活動状況

社外取締役杉山明喜雄氏は、当事業年度開催の取締役会の92%に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。

社外監査役丹羽俊文氏は、当事業年度開催の取締役会の92%、監査役会の100%に出席し、税理士としての豊富な経験の中から、発言を行っております。

社外監査役磯部勝弘氏は、当事業年度開催の取締役会の100%、監査役会の100%に出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な見地からの発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の概要

社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 95,464千円 (うち社外 1名 2,142千円)

監査役 3名 20,598千円 (うち社外 2名 6,432千円)

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額46,003千円を支払っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名 称

ときわ監査法人

② 報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 25,362千円

ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 25,362千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況などを確認し、当事業年度の監査時間及び報酬見積りなどの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の法令違反、または会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



### 3. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役並びに全従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、「天龍製鋸グループの企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・備置し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業員への周知を図る体制の整備を行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。

また毎月1回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。

- ⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

海外統括室が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料並びに重要な情報の収集・整理を行う。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、担当部署の業務執行管理及び内部監査室の業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合しかつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、「天龍製鋸グループの企業行動規範」の周知徹底を通じコンプライアンス意識の向上を図る。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査役会の職務を補助する。



また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査役への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査役に報告を行う。

ロ. 監査役は、取締役会に出席するほか、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査役監査の実効性の確保を図る。

- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき体制の構築と運用が確実に行われるよう努めるとともに、内部監査室による運用状況のモニタリングを実施し、不備・指摘事項などについては取締役及び監査役に報告の上、改善への取り組みを諮っております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制も活用し、全社的な状況把握と業務の適正化に努めております。

## 4. 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値

ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取り組みを行っております。中国及びアメリカに加えヨーロッパ、タイ、インド等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用新型設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、海外生産拠点として従来の中国に加え、タイに新工場を建設し、顧客ニーズに対応する生産能力、国際競争力の強化を目指してまいります。新興国市場に向けたエリア別・用途別・価格別・寸法別等に体系化された戦略的製品の開発を行い、営業力の強化に取り組んでまいります。

また、グループ会社間の連携による効率的な生産体制の構築、物流効率化による配送コスト削減、原材料の最適化などコスト低減と更なる経費節減に取り組み、安定した収益確保を目指してまいります。

当社はこれらに加えて、M&Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、継続的な企業価値の向上を実現していくためにコーポレート・ガバナンスを経営上の最重要事項の一つとして認識しており、強固なコーポレート・ガバナンスの構築により企業の効率性・透明性を充実させ、株主をはじめとするステークホルダーに対する公正な経営を目指し、独立性のある社外取締役を選任して透明性のある経営を実現するとともに、独立性のある社外監査役2名を含む監査役会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

#### ① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

#### ② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役等のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当て

の実施等に関する株主の意思を確認することがあります。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様は当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、平成25年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第160期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様は承認を得ていること、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること、及び株主総会決議によりいつでも本プランを廃止できるとされていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役等のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- (注) 当社は、平成25年6月11日開催の当社取締役会及び同年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策（本プラン）の有効期間が本総会終結の時までとされていることから、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、本総会における承認を条件として本プランを更新することを決議し、第3号議案として当該更新に係る議案を本総会に上程いたします。更新後のプランの内容については、第163期定時株主総会招集ご通知34頁以下をご参照ください。

- (注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |                   | 負 債 の 部              |                   |
|-----------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| 科 目             | 金 額               | 科 目                  | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>  | <b>12,910,141</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>1,266,534</b>  |
| 現 金 及 び 預 金     | 4,697,092         | 支払手形及び買掛金            | 533,524           |
| 受取手形及び売掛金       | 2,475,957         | 未 払 法 人 税 等          | 83,800            |
| 有 価 証 券         | 1,906,339         | 賞 与 引 当 金            | 157,022           |
| 商 品 及 び 製 品     | 2,007,873         | そ の 他                | 492,187           |
| 仕 掛 品           | 487,312           |                      |                   |
| 原材料及び貯蔵品        | 917,268           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>1,266,780</b>  |
| 繰 延 税 金 資 産     | 212,355           | 繰 延 税 金 負 債          | 923,328           |
| そ の 他           | 210,898           | 退職給付に係る負債            | 299,494           |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 4,956           | 長 期 未 払 金            | 20,730            |
| <b>固 定 資 産</b>  | <b>13,284,049</b> | そ の 他                | 23,227            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,991,438</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>2,533,315</b>  |
| 建 物 及 び 構 築 物   | 1,455,679         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| 機械装置及び運搬具       | 2,548,850         | <b>株 主 資 本</b>       | <b>21,189,667</b> |
| 土 地             | 2,483,457         | 資 本 金                | 581,335           |
| 建 設 仮 勘 定       | 397,670           | 資 本 剰 余 金            | 552,747           |
| そ の 他           | 105,780           | 利 益 剰 余 金            | 21,955,072        |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>90,081</b>     | 自 己 株 式              | △ 1,899,487       |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>6,202,529</b>  | その他の包括利益累計額          | 2,471,207         |
| 投 資 有 価 証 券     | 5,720,502         | その他有価証券評価差額金         | 1,357,661         |
| 出 資 金           | 60,232            | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益        | △ 3,000           |
| 長 期 前 払 費 用     | 65,227            | 為 替 換 算 調 整 勘 定      | 1,167,721         |
| そ の 他           | 374,818           | 退職給付に係る調整累計額         | △ 51,173          |
| 貸 倒 引 当 金       | △ 18,250          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>23,660,875</b> |
| <b>資 産 合 計</b>  | <b>26,194,190</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>26,194,190</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成27年 4 月 1 日から)  
(平成28年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売 上 高           |         | 10,375,382 |
| 売 上 原 価         |         | 6,765,421  |
| 売 上 総 利 益       |         | 3,609,960  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,496,044  |
| 営 業 利 益         |         | 1,113,916  |
| 営 業 外 収 益       |         |            |
| 受 取 利 息         | 38,735  |            |
| 受 取 配 当 金       | 90,957  |            |
| そ の 他           | 14,819  | 144,511    |
| 営 業 外 費 用       |         |            |
| 支 払 利 息         | 1,952   |            |
| 為 替 差 損         | 59,904  |            |
| そ の 他           | 287     | 62,144     |
| 経 常 利 益         |         | 1,196,283  |
| 特 別 利 益         |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益   | 1,170   | 1,170      |
| 特 別 損 失         |         |            |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 24,699  | 24,699     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 1,172,754  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 386,707 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 12,000  | 398,707    |
| 当 期 純 利 益       |         | 774,046    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 774,046    |



# 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |         |            |            |            |
|-------------------------|---------|---------|------------|------------|------------|
|                         | 資本金     | 資本剰余金   | 利益剰余金      | 自己株式       | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 581,335 | 552,747 | 21,506,858 | △1,899,241 | 20,741,698 |
| 当期変動額                   |         |         |            |            |            |
| 剰余金の配当                  |         |         | △325,831   |            | △325,831   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |         |         | 774,046    |            | 774,046    |
| 自己株式の取得                 |         |         |            | △245       | △245       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |         |            |            |            |
| 当期変動額合計                 | —       | —       | 448,214    | △245       | 447,969    |
| 当期末残高                   | 581,335 | 552,747 | 21,955,072 | △1,899,487 | 21,189,667 |

(単位：千円)

|                         | その他の包括利益累計額      |         |              |                  |                   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|---------|--------------|------------------|-------------------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当期首残高                   | 1,589,402        | 234     | 1,455,123    | 58,910           | 3,103,671         | 23,845,369 |
| 当期変動額                   |                  |         |              |                  |                   |            |
| 剰余金の配当                  |                  |         |              |                  |                   | △325,831   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益     |                  |         |              |                  |                   | 774,046    |
| 自己株式の取得                 |                  |         |              |                  |                   | △245       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | △231,741         | △3,235  | △287,402     | △110,084         | △632,463          | △632,463   |
| 当期変動額合計                 | △231,741         | △3,235  | △287,402     | △110,084         | △632,463          | △184,494   |
| 当期末残高                   | 1,357,661        | △3,000  | 1,167,721    | △51,173          | 2,471,207         | 23,660,875 |



## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………4社

連結子会社の名称……………天龍製鋸（中国）有限公司

TENRYU AMERICA, INC.

TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.

TENRYU EUROPE GMBH

##### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……………龍蓮工具（廊坊）有限公司

TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED

TENRYU SAW DE MEXICO, S. A. DE C. V.

連結の範囲から除いた理由……………非連結子会社3社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（龍蓮工具（廊坊）有限公司、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED、TENRYU SAW DE MEXICO, S. A. DE C. V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、いずれも12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法  
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

###### ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品…主に総平均法

商 品……………主に移動平均法

貯 蔵 品……………主に最終仕入原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産……………当社は定率法によっております。  
(リース資産を除く) 但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。  
連結子会社は主として定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建物及び構築物 8～47年  
機械装置及び運搬具 4～10年
- ② 無形固定資産……………定額法によっております。  
(リース資産を除く) ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、年間支給見込額を計上しております。  
なお、当連結会計年度末に負担すべき金額がないため、計上しておりません。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法……………退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。  
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により発生 of 翌連結会計年度より費用処理しております。  
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ② ヘッジ会計の処理……………繰延ヘッジ処理によっております。
- ③ 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 会計方針の変更

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、  
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)、及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

## 表示方法の変更に関する注記

### 連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「リース解約損」(当連結会計年度76千円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,554,341千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書に関する注記

1. 通常の売買目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額  
売上原価 10,931千円
2. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数  
普通株式 5,573,817株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配 当 額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------------|------------|------------|
| 平成27年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 325,831        | 70.00                 | 平成27年3月31日 | 平成27年6月29日 |

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項  
平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。
  - ① 配当金の総額 256,004千円
  - ② 1株当たり配当額 55.00円
  - ③ 基準日 平成28年3月31日
  - ④ 効力発生日 平成28年6月29日なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に国債・社債・株式であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引です。外貨建て取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次表のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

（単位：千円）

|                             | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時 価       | 差 額 |
|-----------------------------|----------------|-----------|-----|
| (1) 現金及び預金                  | 4,697,092      | 4,697,092 | —   |
| (2) 受取手形及び売掛金               | 2,475,957      | 2,475,957 | —   |
| (3) 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券 | 6,863,557      | 6,863,557 | —   |
| (4) 支払手形及び買掛金               | (533,524)      | (533,524) | —   |

（※）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### (1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格等によっております。

#### (4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額763,284千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 5,083円30銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 166円29銭   |

## 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## その他の注記

該当事項はありません。

# 貸 借 対 照 表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部              |                   | 負 債 の 部                 |                   |
|----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------|
| 科 目                  | 金 額               | 科 目                     | 金 額               |
| <b>流 動 資 産</b>       | <b>9,672,697</b>  | <b>流 動 負 債</b>          | <b>877,063</b>    |
| 現 金 及 び 預 金          | 3,202,176         | 支 払 手 形                 | 116,468           |
| 受 取 手 形              | 823,616           | 買 掛 金                   | 347,847           |
| 売 掛 金                | 1,750,871         | リ ー ス 債 務               | 13,535            |
| 有 価 証 券              | 1,906,339         | 未 払 金                   | 18,745            |
| 商 品                  | 385,024           | 未 払 費 用                 | 145,507           |
| 製 品                  | 712,121           | 未 払 法 人 税 等             | 49,511            |
| 原 材 料                | 280,145           | 前 受 り 金                 | 3,535             |
| 仕 掛 品                | 215,602           | 預 与 引 当 金               | 9,925             |
| 貯 蔵 品                | 52,882            | 賞 与 の 他                 | 157,022           |
| 前 払 費 用              | 15,922            |                         | 14,962            |
| 繰 延 税 金 資 産          | 98,687            | <b>固 定 負 債</b>          | <b>1,207,872</b>  |
| 未 収 入 金              | 209,772           | リ ー ス 債 務               | 20,946            |
| そ の 他                | 21,981            | 繰 延 税 金 負 債             | 937,525           |
| 貸 倒 引 当 金            | △2,447            | 退 職 給 付 引 当 金           | 226,389           |
|                      |                   | 長 期 未 払 金               | 20,730            |
|                      |                   | 長 期 預 り 保 証 金           | 2,281             |
| <b>固 定 資 産</b>       | <b>13,890,906</b> | <b>負 債 合 計</b>          | <b>2,084,936</b>  |
| 有形固定資産               | 4,767,985         | <b>純 資 産 の 部</b>        |                   |
| 建 物                  | 690,570           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>20,121,006</b> |
| 構 築 物                | 189,925           | 資 本 金                   | 581,335           |
| 機 械 及 び 装 置          | 1,183,058         | 資 本 剰 余 金               | 552,747           |
| 車 両 運 搬 具            | 1,640             | 資 本 準 備 金               | 552,747           |
| 工 具、器 具 及 び 備 品      | 7,818             | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>20,886,411</b> |
| 土 地                  | 2,363,128         | 利 益 準 備 金               | 148,863           |
| 建 設 仮 勘 定            | 331,844           | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 20,737,547        |
| <b>無形固定資産</b>        | <b>88,629</b>     | 配 当 積 立 金               | 500,000           |
| ソ フ ト ウ エ ア          | 13,253            | 退 職 給 与 積 立 金           | 350,000           |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定    | 73,477            | 建 設 準 備 積 立 金           | 1,000,000         |
| 電 話 加 入 権            | 1,899             | 研 究 開 発 積 立 金           | 1,000,000         |
| <b>投資その他の資産</b>      | <b>9,034,290</b>  | 公 害 防 止 準 備 金           | 500,000           |
| 投 資 有 価 証 券          | 5,528,444         | 記 念 事 業 準 備 金           | 100,000           |
| 関 係 会 社 株 式          | 1,727,411         | 海 外 市 場 開 拓 準 備 金       | 1,500,000         |
| 出 資 金                | 630               | 土 地 圧 縮 積 立 金           | 826,863           |
| 関 係 会 社 出 資 金        | 1,200,012         | 建 物 圧 縮 積 立 金           | 102,331           |
| 従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金 | 39,912            | 償 却 資 産 圧 縮 積 立 金       | 805               |
| 長 期 前 払 費 用          | 10,490            | 別 途 積 立 金               | 2,000,000         |
| 保 険 積 立 金            | 265,486           | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 12,857,546        |
| 会 員 権                | 37,079            | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△1,899,487</b> |
| 差 入 保 証 金            | 1,896             | 評 価・換 算 差 額 等           | 1,357,661         |
| そ の 他                | 266,867           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,357,661         |
| 貸 倒 引 当 金            | △43,942           | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>21,478,667</b> |
| <b>資 産 合 計</b>       | <b>23,563,603</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>23,563,603</b> |

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     | 額         |
|-----------------|---------|-----------|
| 売 上 高           |         | 8,675,602 |
| 売 上 原 価         |         | 6,243,369 |
| 売 上 総 利 益       |         | 2,432,232 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,611,097 |
| 営 業 利 益         |         | 821,135   |
| 営 業 外 収 益       |         |           |
| 受 取 利 息         | 1,231   |           |
| 有 価 証 券 利 息     | 11,427  |           |
| 受 取 配 当 金       | 348,296 |           |
| 不 動 産 賃 貸 料     | 3,211   |           |
| そ の 他           | 6,306   | 370,473   |
| 営 業 外 費 用       |         |           |
| 支 払 利 息         | 1,952   |           |
| 為 替 差 損         | 41,182  |           |
| そ の 他           | 226     | 43,361    |
| 経 常 利 益         |         | 1,148,246 |
| 特 別 損 失         |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損   | 1,178   | 1,178     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 |         | 1,147,068 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 230,224 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額   | 29,943  | 260,167   |
| 当 期 純 利 益       |         | 886,901   |

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本  |          |           |                |              |
|-----------------------------|----------|----------|-----------|----------------|--------------|
|                             | 資本金      | 資本剰余金    | 利 益 剰 余 金 |                |              |
|                             |          | 資本準備金    | 利益準備金     | そ の 他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |
| 当期首残高                       | 581, 335 | 552, 747 | 148, 863  | 20, 176, 477   | 20, 325, 341 |
| 当期変動額                       |          |          |           |                |              |
| 剰余金の配当                      |          |          |           | △325, 831      | △325, 831    |
| 当期純利益                       |          |          |           | 886, 901       | 886, 901     |
| 自己株式の取得                     |          |          |           |                | —            |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |          |          |           |                |              |
| 当期変動額合計                     | —        | —        | —         | 561, 069       | 561, 069     |
| 当期末残高                       | 581, 335 | 552, 747 | 148, 863  | 20, 737, 547   | 20, 886, 411 |

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本      |              | 評価・換算差額等             | 純資産合計        |
|-----------------------------|--------------|--------------|----------------------|--------------|
|                             | 自己株式         | 株主資本合計       | その他有価証券<br>評 価 差 額 金 |              |
| 当期首残高                       | △1, 899, 241 | 19, 560, 181 | 1, 589, 402          | 21, 149, 584 |
| 当期変動額                       |              |              |                      |              |
| 剰余金の配当                      |              | △325, 831    |                      | △325, 831    |
| 当期純利益                       |              | 886, 901     |                      | 886, 901     |
| 自己株式の取得                     | △245         | △245         |                      | △245         |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |              |              | △231, 741            | △231, 741    |
| 当期変動額合計                     | △245         | 560, 824     | △231, 741            | 329, 083     |
| 当期末残高                       | △1, 899, 487 | 20, 121, 006 | 1, 357, 661          | 21, 478, 667 |



(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

|                             | 配当積立金   | 退職給与<br>積立金 | 建設準備<br>積立金 | 研究開発<br>積立金 | 公害防止<br>準備金 | 記念事業<br>準備金 | 海外市場<br>開拓準備金 |
|-----------------------------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| 当期首残高                       | 500,000 | 350,000     | 1,000,000   | 1,000,000   | 500,000     | 100,000     | 1,500,000     |
| 当期変動額                       |         |             |             |             |             |             |               |
| 剰余金の配当                      |         |             |             |             |             |             |               |
| 当期純利益                       |         |             |             |             |             |             |               |
| 土地圧縮積立金の取崩                  |         |             |             |             |             |             |               |
| 建物圧縮積立金の取崩                  |         |             |             |             |             |             |               |
| 償却資産圧縮積立金の取崩                |         |             |             |             |             |             |               |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |         |             |             |             |             |             |               |
| 当期変動額合計                     | —       | —           | —           | —           | —           | —           | —             |
| 当期末残高                       | 500,000 | 350,000     | 1,000,000   | 1,000,000   | 500,000     | 100,000     | 1,500,000     |

(単位：千円)

|                             | 土地圧縮<br>積立金 | 建物圧縮<br>積立金 | 償却資産<br>圧縮積立金 | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰余金 | 合計         |
|-----------------------------|-------------|-------------|---------------|-----------|-------------|------------|
| 当期首残高                       | 807,963     | 105,920     | 983           | 2,000,000 | 12,311,609  | 20,176,477 |
| 当期変動額                       |             |             |               |           |             |            |
| 剰余金の配当                      |             |             |               |           | △325,831    | △325,831   |
| 当期純利益                       |             |             |               |           | 886,901     | 886,901    |
| 土地圧縮積立金の取崩                  | 18,899      |             |               |           | △18,899     | —          |
| 建物圧縮積立金の取崩                  |             | △3,589      |               |           | 3,589       | —          |
| 償却資産圧縮積立金の取崩                |             |             | △177          |           | 177         | —          |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額(純額) |             |             |               |           |             | —          |
| 当期変動額合計                     | 18,899      | △3,589      | △177          | —         | 545,936     | 561,069    |
| 当期末残高                       | 826,863     | 102,331     | 805           | 2,000,000 | 12,857,546  | 20,737,547 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・原材料・仕掛品……………総平均法

商 品……………移動平均法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産……………定率法によっております。

（リース資産を除く）

但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

機械及び装置 10年

##### (2) 無形固定資産……………ソフトウェア（自社利用分）については、

（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、年間支給見込額を計上しております。

なお、当事業年度末に負担すべき金額がないため、計上しておりません。

- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定率法により発生 of 翌事業年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

#### 4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 表示方法の変更に関する注記

#### 損益計算書

前事業年度において区分掲記しておりました「リース解約損」（当事業年度76千円）については、金額が僅少となったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

### 貸借対照表に関する注記

- |                             |             |
|-----------------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額           | 4,799,830千円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権           | 990,883千円   |
| 3. 関係会社に対する長期金銭債権           | 256,912千円   |
| 4. 関係会社に対する短期金銭債務           | 145,507千円   |
| 5. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。 |             |

### 損益計算書に関する注記

- |                                     |             |
|-------------------------------------|-------------|
| 1. 関係会社との取引高                        |             |
| 売上高                                 | 1,952,344千円 |
| 仕入高                                 | 2,645,781千円 |
| 営業取引以外の取引高                          | 257,339千円   |
| 2. 通常の売買目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額 |             |
| 売上原価                                | 13,361千円    |
| 3. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。         |             |

### 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数  
普通株式

919,184株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| (流動資産)       |                    |
| 繰延税金資産       |                    |
| 賞与引当金        | 47,420千円           |
| 未払事業税        | 4,172千円            |
| たな卸資産評価損     | 36,285千円           |
| その他          | 10,807千円           |
| 繰延税金資産合計     | <u>98,687千円</u>    |
| (固定負債)       |                    |
| 繰延税金資産       |                    |
| 退職給付引当金      | 67,922千円           |
| 投資有価証券評価損    | 38,880千円           |
| 関係会社株式評価損    | 19,620千円           |
| ゴルフ会員権評価損    | 21,522千円           |
| その他          | 29,837千円           |
| 繰延税金資産小計     | <u>177,782千円</u>   |
| 評価性引当額       | <u>△84,667千円</u>   |
| 繰延税金資産合計     | <u>93,114千円</u>    |
| 繰延税金負債       |                    |
| 建物圧縮積立金      | 43,896千円           |
| 土地圧縮積立金      | 354,370千円          |
| その他有価証券評価差額金 | 572,026千円          |
| その他          | 60,346千円           |
| 繰延税金負債合計     | <u>1,030,640千円</u> |
| 繰延税金負債の純額    | <u>937,525千円</u>   |

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差額の原因となった主要な項目別の内訳

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 法定実効税率               | 32.3%        |
| (調整)                 |              |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目   | 0.2%         |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | △8.2%        |
| 外国税額控除               | △0.7%        |
| 税率変更による影響額           | △1.3%        |
| その他                  | 0.4%         |
| 税効果適用後の法人税等の負担率      | <u>22.7%</u> |

### 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.3%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.2%、平成30年4月1日以降のものについては30.0%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が4,574千円、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が50,016千円、当事業年度に計上された法人税等調整額が14,933千円それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金の金額が30,508千円増加しております。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種 類 | 会社等の名称                       | 議決権の所有<br>(被所有)割合 | 関連当事者との関係 |
|-----|------------------------------|-------------------|-----------|
| 子会社 | 天龍製鋸（中国）有限公司                 | 所有 直接100%         | 役員の兼任     |
|     | TENRYU AMERICA, INC.         | 所有 直接100%         | 役員の兼任     |
|     | TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD. | 所有 直接100%         | 役員の兼任     |
|     | TENRYU EUROPE GMBH           | 所有 直接100%         | 役員の兼任     |

(単位：千円)

| 会 社 等 の 名 称                  | 取 引 内 容  | 取引金額      | 科 目   | 期末残高    |
|------------------------------|----------|-----------|-------|---------|
| 天龍製鋸（中国）有限公司                 | 製品・商品の販売 | 158,760   | 売掛金   | 94,000  |
|                              |          |           | 未収入金  | 9,661   |
|                              | ロイヤルティ等  | 39,819    | 売掛金   | 10,254  |
|                              | 配当金の受取   | 200,000   | 未収入金  | 200,000 |
| TENRYU AMERICA, INC.         | 商品の購入    | 2,194,939 | 買掛金   | 115,089 |
|                              |          |           | 未払費用  | 268     |
| TENRYU AMERICA, INC.         | 製品・商品の販売 | 998,042   | 売掛金   | 138,236 |
|                              | 配当金の受取   | 57,339    | —     | —       |
| TENRYU SAW(THAILAND)CO.,LTD. | 製品・商品の販売 | 176,887   | 売掛金   | 243,397 |
|                              |          |           | 投資その他 | 256,912 |
|                              | 商品の購入    | 425,612   | 買掛金   | 27,256  |
|                              | 増資の引受額   | 85,340    | —     | —       |
| TENRYU EUROPE GMBH           | 製品・商品の販売 | 395,298   | 売掛金   | 197,966 |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

1. 製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。
2. ロイヤルティについては、契約に基づいて決定しております。
3. 配当金については、当期純利益を基準とし内部留保とのバランスを考慮して決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 4,614円47銭
2. 1株当たり当期純利益 190円54銭

### 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

### その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月27日

天龍製鋸株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 礼司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓市 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月27日

天龍製鋸株式会社

取締役会 御中

ときわ監査法人

代表社員 公認会計士 岩田 礼司 ㊞  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 鈴木 啓市 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第163期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



# 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

## 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第163期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月1日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 大 林 和 廣 ㊞

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊞

社外監査役 磯 部 勝 弘 ㊞

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第163期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月1日

天龍製鋸株式会社 監査役会

常勤監査役 大 林 和 廣 ㊞

社外監査役 丹 羽 俊 文 ㊞

社外監査役 磯 部 勝 弘 ㊞

以 上

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

天龍製鋸株式会社

取締役社長 西 藤 晋 吉

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の配当金につきましては、「連結配当性向30%以上とすることを利益配分の基本方針といたしますが、その時々投資計画・資金調達・自己株式取得予定等を総合的に勘案し、配当額を決定いたします。」との配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金55円 総額256,004,815円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成28年6月29日

### 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会の終結の時をもって監査役全員（3名）は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)            | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況            |                                             | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|------------|
| 大 林 和 廣<br>(昭和27年5月11日)  | 昭和50年4月<br>平成7年4月<br>平成22年6月  | 当社入社<br>当社北陸営業所長<br>当社常勤監査役（現任）             | 10,000株    |
| 丹 羽 俊 文<br>(昭和30年12月25日) | 昭和60年2月<br>平成5年6月<br>平成11年1月  | 税理士登録<br>当社監査役（現任）<br>丹羽俊文税理士事務所開設          | 7,000株     |
| 磯 部 勝 弘<br>(昭和29年3月24日)  | 昭和55年3月<br>昭和58年8月<br>平成16年6月 | 公認会計士磯部勝弘事務所開設<br>税理士磯部勝弘事務所開設<br>当社監査役（現任） | 1,000株     |

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役候補者に関する特記事項

- (1) 丹羽俊文・磯部勝弘の両氏は、社外監査役候補者であります。
- (2) 丹羽俊文氏は税理士としての見識高く、経営全般に対する適切な助言を行うことにより当社の監査体制が強化されると判断したため、選任をお願いするものであります。なお監査役としての在任年数は23年であります。

- (3) 磯部勝弘氏は公認会計士として豊富な業務経験をもち、その経歴で培われた知識で経営全般に対する有意義な助言を行うことにより当社の業務体制が強化されると判断したため、選任をお願いするものであります。なお監査役としての在任年数は12年であります。
- (4) 社外監査役丹羽俊文・磯部勝弘の両氏とは、責任限定契約を結んでおりません。

### 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策のための新株予約権無償割当ての件

当社は、平成25年6月27日開催の当社第160期事業年度に係る定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）について、株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランの有効期間は、本総会の終結の時までとされています。

そのため当社は、旧プランの有効期間満了に先立ち、平成28年5月12日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）として、旧プランを更新すること（以下「本更新」といい、更新にかかるプランを「本プラン」といいます。）といたしました。

つきましては、当社定款第12条に基づき、本プランに利用するため、下記2.「提案の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

## 1. 提案の理由

- (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
- 当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社が高度な技術力及びブランド力を維持し企業価値を確保・向上させるためには、①熟練工をはじめとした個々の従業員の経験・ノウハウに基づく高度な技術力、②充実した安全管理・品質管理体制に基づく製品及び製造工程のクオリティの確保、③高度な技術力や仕入先・販売先をはじめとした取引先との信頼関係に基づくブランド力、並びに④役員・従業員が一体となった地元密着の経営体制を維持し、よりいっそう生かしていくことが必要不可欠です。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がある、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記(1)に記載した基本方針に沿うものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

## 2. 提案の内容

### (1) 本プランの概要

本プランは、当社株券等（注1）の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記1.(2)「本プランの目的」記載の目的を実現するために必要な手続を定めております。

買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の



大量買付を行うことができるものとされております。

買収者が本プランに定められた手続に従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、当社は、買収者による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則（その概要については（注2）のとおりです。）に従い、当社社外取締役等のみから構成される独立委員会（本更新時に予定されている独立委員会の委員は、別紙1「独立委員会委員略歴」のとおりです。）の客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

こうした手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示を行い、その透明性を確保することとしております。

## (2) 本プランの発動に係る手続

### (a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得又はこれらに類似する行為（これらの提案を含みます。）（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

① 当社が発行者である株券等（注3）について、保有者（注4）の株券等保有割合（注5）が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等（注6）について、公開買付け（注7）を行う者の株券等所有割合（注8）及びその特別関係者（注9）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が本新株予約権（下記(e)①に定義されます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

### (b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定め



る買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出して頂きます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注10）、特別関係者及び買付者等を被支配法人等（注11）とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）（注12）
  - ② 買付等の目的、方法及び具体的内容（対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。）
  - ③ 買付等の価額及びその算定根拠
  - ④ 買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報
  - ⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
  - ⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
  - ⑦ 当社の株主（買付者等を除く。）、従業員、顧客、取引先、地域社会等の当社に係る利害関係者に対する対応方針
  - ⑧ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
  - ⑨ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討等に必要な時間を考慮して適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提供するように要求することができます。

② 独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追

加的に提供を要求したものも含まれます。)を受領してから適切な期間(原則として60日を上限とします。)が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。)。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由(以下「発動事由」と総称します。)に該当すると判断した場合、引き続き買付者等より情報提供や買付者等との間で協議・交渉等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権(その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2(以下「発動事由その2」といいます。)の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由に該当しないと判断した場

合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との協議・交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討、協議・交渉等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会により上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。但し、下記の(g)に基づき株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出された事実、買付者等により十分な情報提供がなされたか否かに関する事実、独立委員会検討期間が開始した事実並びに独立委員会検討期間の延長が行われた事実、その期間及び理由を含みます。）、独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議の概要、株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランを発動して本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本プランの発動に係る手続」(e)のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含みます。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の各号に定める要件のいずれかに該当し、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
    - (ア) 株券等を買ひ占め、その株券等について当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
    - (イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
    - (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
    - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高価資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
  - (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
  - (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画及び買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
  - (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等との関係や当社の技術力・ブランド力を損なうこと等により、当社の企業価値又は株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- (4) 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

- (a) 本新株予約権の数  
本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。
- (b) 割当対象株主  
割当期日における当社の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。
- (c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。
- (d) 本新株予約権の目的である株式の数  
本新株予約権1個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株とします。
- (e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円とします。
- (f) 本新株予約権の行使期間  
本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、1ヶ月間から6ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。
- (g) 本新株予約権の行使条件  
(I)特定大量保有者（注13）、(II)特定大量保有者の共同保有者、(III)特定大量買付者（注14）、(IV)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者（注15）（以下(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由（注16）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。  
また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記 (i) 項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。
- (h) 本新株予約権の譲渡  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。
- (i) 当社による本新株予約権の取得
  - ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、



当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

- (l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (5) 本プランの有効期間、廃止、修正及び変更

本プランの有効期間は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程・規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

- (6) 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成28年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ない

し用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(7) その他の事項

本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

(注1) 当社は、平成21年1月5日に株券電子化が実施されたことに伴い株券不発行会社となっておりますが、本プランにおいては、金融商品取引法の規定に準拠した記載をすることが明確性・客観性に資するという観点から、適宜、同法の規定に準拠して「株券等」の用語を使用しております。

(注2) 独立委員会規則の概要は以下のとおりです。

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役、又は(iii) 社外の有識者の中から、これを選任することができるものとする。但し、有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定その他所定の事項を行う。
  - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
  - ② 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員のうち3分の2以上が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

(注3) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本議案において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において



同じとします。

- (注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注10) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注11) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注12) 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含むことがあります。
- (注13) 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注15) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注16) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約すると

ともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(v)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとし、）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者株券等保有割合」といいます。）が(i)当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

## 独立委員会委員略歴

本更新時の独立委員会の委員は、以下の 3 名を予定しております。

| 氏 名    | 略 歴                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 杉山 明喜雄 | 昭和32年10月25日生<br>昭和58年 9 月 監査法人太田哲三事務所（現・新日本監査法人）入所<br>平成 3 年12月 太田昭和監査法人（現・新日本監査法人）退所<br>平成 4 年 1 月 杉山明喜雄公認会計士事務所開設<br>平成10年 4 月 静岡産業大学情報経営学部 非常勤講師就任<br>平成16年 3 月 同 退任<br>平成14年 4 月 静岡大学人文学部 非常勤講師就任<br>平成18年 3 月 同 退任<br>平成19年 6 月 当社取締役役に就任（現任） |

※杉山明喜雄氏は、会社法第 2 条第15号に規定される当社社外取締役です。  
同氏と当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。

| 氏 名   | 略 歴                                                                                  |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 丹羽 俊文 | 昭和30年12月25日生<br>昭和60年 2 月 税理士登録<br>平成 5 年 6 月 当社監査役に就任（現任）<br>平成11年 1 月 丹羽俊文税理士事務所開設 |

※丹羽俊文氏は、会社法第 2 条第16号に規定される当社社外監査役です。  
同氏と当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。

| 氏 名   | 略 歴                                                                                           |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 磯部 勝弘 | 昭和29年 3 月24日生<br>昭和55年 3 月 公認会計士磯部勝弘事務所開設<br>昭和58年 8 月 税理士磯部勝弘事務所開設<br>平成16年 6 月 当社監査役に就任（現任） |

※磯部勝弘氏は、会社法第 2 条第16号に規定される当社社外監査役です。  
同氏と当社との間取引関係及び特別の利害関係はありません。

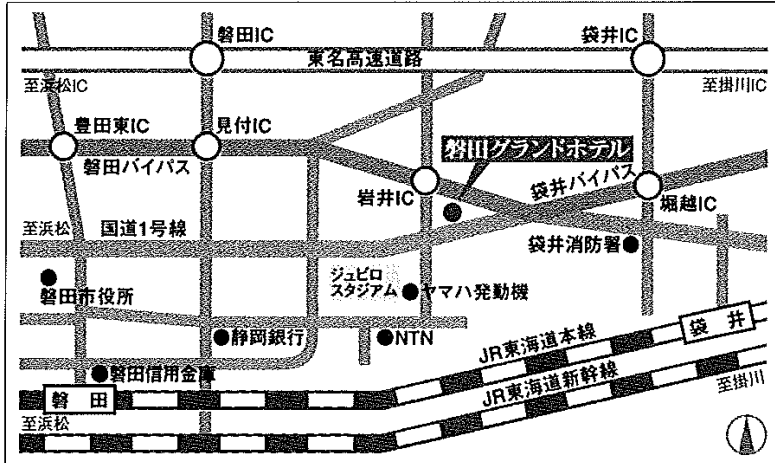
以 上

〈メ モ 欄〉

[illegible]

# 株主総会 会場ご案内図

会 場：〒438-0016 静岡県磐田市岩井 2 2 8 0 番地  
磐田グランドホテル 2階 平安の間  
電 話：(0538) 34-1211



## 【交通機関】

東海道新幹線JR浜松駅(名古屋方面より)にて乗り換え、東海道線JR磐田駅下車。  
東海道新幹線JR掛川駅(東京方面より)にて乗り換え、東海道線JR磐田駅下車。

## 【送迎バスのご案内】

当日、磐田駅南口から会場まで送迎バスを  
運行いたしますのでご利用下さい。

バスの発車時刻は、午前 9 時15分です。